



## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	令和7年第2回臨時市会の招集	行財政局財務課	1
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(県営土地改良事業八多地区西畠・深谷工区)	建設局道路管理課	2
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県営土地改良事業八多地区西畠・深谷工区)	建設局道路管理課	4
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業八多地区西畠・深谷工区の従前路線)	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 洞川2号線)	建設局道路管理課	6
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	7
告示	公金事務の委託(小磯記念美術館)	文化スポーツ局博物館小磯記念美術館	9
告示	生活保護法による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法による施術者の指定	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	12
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	14
公告	神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による地区計画素案の縦覧及び意見書の提出(潤和山の手台地区地区計画)	都市局都市計画課	15
公告	開発行為に関する工事の完了(北区鈴蘭台南町6丁目ほか)	都市局都市計画課	17
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(マグノリア西神南建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	18
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続きに関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	19
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	20
選挙管理委員会	神戸市選挙管理委員会委員長選任告示	選挙管理委員会事務局	21
選挙管理委員会	神戸市選挙管理委員会委員長代理指定告示	選挙管理委員会事務局	22

神戸市告示第427号

令和7年12月25日神戸市役所内に第2回臨時市会を招集し、次に掲げる事件を付議する。

令和7年12月18日

神戸市長 久元喜造

付議すべき事件

予算第30号議案 令和7年度神戸市一般会計補正予算

神戸市告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年1月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年1月19日まで一般の縦覧に供する。

令和8年1月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	八多西畠6号線	神戸市北区八多町西畠字畠ノ上1199番地先から 神戸市北区八多町西畠字畠ノ上1182番地先まで	492.90	最大 11.70 最小 4.10
	八多西畠7号線	神戸市北区八多町西畠字畠ノ上1187番1地先から 神戸市北区八多町西畠字畠ノ上1166番地先まで	259.00	最大 10.00 最小 5.10
	八多西畠8号線	神戸市北区八多町西畠字畠ノ上1168番地先から 神戸市北区八多町西畠字荒上451番1地先まで	194.10	最大 11.50 最小 4.90
	八多西畠9号線	神戸市北区八多町西畠字荒上1145番地先から 神戸市北区八多町西畠字荒上1129番地先まで	345.80	最大 12.60 最小 4.40
	八多西畠10号線	神戸市北区八多町西畠字谷ノ上666番1地先から 神戸市北区八多町西畠字谷ノ下1074番地先まで	671.60	最大 9.00 最小 4.30
	八多西畠11号線	神戸市北区八多町西畠字瀧ノ脇236番20地先から 神戸市北区八多町西畠字瀧ノ元1016番地先まで	167.30	最大 8.00 最小 5.20
	八多西畠12号線	神戸市北区八多町西畠字瀧ノ元1012番地先から 神戸市北区八多町西畠字瀧ノ元1044番地先まで	466.90	最大 14.50 最小 4.40

八多西畠13号線	神戸市北区八多町西畠字瀧ノ元 1026番地先から 神戸市北区八多町西畠字瀧ノ元 1041番地先まで	131.90	最大 7.90 最小 4.40
八多西畠14号線	神戸市北区八多町西畠字瀧ノ元 1007番地先から 神戸市北区八多町西畠字瀧ノ元 1000番4地先まで	164.30	最大 13.10 最小 4.80
八多西畠15号線	神戸市北区八多町西畠字住吉985番 地先から 神戸市北区八多町西畠字住吉38番 地先まで	505.80	最大 19.20 最小 4.30
八多深谷17号線	神戸市北区八多町深谷字シモノ下 1670番地先から 神戸市北区八多町深谷字西井563番 1地先まで	176.00	最大 8.60 最小 4.60
八多深谷18号線	神戸市北区八多町深谷字下馬瀬 2041番地先から 神戸市北区八多町西畠字荒上1125 番地先まで	875.80	最大 15.90 最小 5.90
八多深谷19号線	神戸市北区八多町深谷字北浦1264 番地先から 神戸市北区八多町深谷字上清水谷 2080番地先まで	111.50	最大 13.70 最小 6.70
八多深谷20号線	神戸市北区八多町深谷字上清水谷 596番地先から 神戸市北区八多町深谷字清水2069 番地先まで	154.20	最大 7.60 最小 4.50
八多深谷21号線	神戸市北区八多町深谷字清水564番 2地先から 神戸市北区八多町深谷字キラタ尾 2029番地先まで	239.90	最大 39.40 最小 7.80
八多深谷22号線	神戸市北区八多町深谷字下馬瀬 2048番地先から 神戸市北区八多町深谷字野平2024 番地先まで	389.30	最大 13.50 最小 4.00

## 神戸市告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年1月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年1月19日まで一般の縦覧に供する。

令和8年1月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	八多里334号線	神戸市北区八多町深谷字宮ノ浦1168番地先から	新	474.60	最大 18.70 最小 4.50
		神戸市北区八多町深谷字キタラ尾2024番地先まで	旧	474.60	最大 6.70 最小 3.00
	屏風辻瀧線	神戸市北区八多町西畠字住吉958番地先から	新	22.50	最大 12.50 最小 7.90
		神戸市北区八多町西畠字住吉958番地先まで	旧	22.50	最大 3.40 最小 3.20

神戸市告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年1月5日

神戸市長 久元喜造

廃止する市道路線

県営土地改良事業八多地区西畠・深谷工区内の従前の市道路線。ただし、屏風辻瀧線、八多村西側線、八多里334号線、八多深谷17号線、八多深谷18号線、八多深谷20号線、八多深谷21号線、八多深谷22号線、八多西畠6号線、八多西畠7号線、八多西畠8号線、八多西畠9号線、八多西畠11号線、八多西畠12号線、八多西畠13号線及び八多西畠14号線を除く。

神戸市告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年1月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年1月19日まで一般の縦覧に供する。

令和8年1月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
市道	洞川2号線	神戸市北区山田町小部字広苅2番13地先から	新	53.50	最大 14.40 最小 12.70
		神戸市北区山田町小部字広苅2番5地先まで	旧	53.50	最大 14.40 最小 12.70

神戸市告示第442号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月5日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先	
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年11月4日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年11月7日		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年11月12日		
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年11月17日		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年11月26日		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台			
	垂水区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台			

神戸市告示第 443号

神戸市立小磯記念美術館条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等および条例の定める事業に参加する際の負担金の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定した公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）の委託を解除したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年1月5日

神戸市長 久元喜造

1 解除する指定公金事務取扱者

(1) 名称

株式会社インフィクリエ

代表取締役柴田松美

(2) 事務所の所在地

神戸市中央区海岸通4-3-17

2 指定公金事務取扱者の指定を解除した日

令和7年12月31日

3 指定公金事務取扱者に公金事務委託を解除した日

令和7年12月31日

## 神戸市告示第444号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月5日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
池端歯科医院	神戸市中央区上筒井通5丁目1番3号	令和7年11月1日
下田歯科医院	神戸市東灘区御影山手1丁目4番6号	令和7年11月1日
西鈴駅前さくら薬局	神戸市北区南五葉2丁目1番32号	令和7年11月4日
オーダー薬局湊川店	神戸市兵庫区荒田町1丁目5番6号	令和7年11月1日
オーダー薬局 大開店	神戸市兵庫区中道通7丁目1番13号	令和7年11月1日
オーダー薬局兵庫店	神戸市兵庫区大開通8丁目2番2号	令和7年11月1日
オーダー薬局 御影店	神戸市東灘区御影2丁目32番10号	令和7年11月1日
オーダー薬局 新開地店	神戸市兵庫区大開通2丁目3番18号	令和7年11月1日
オーダー薬局上沢通店	神戸市兵庫区上沢通3丁目1番13号	令和7年11月1日
医療法人社団和啓会メディクス舞子クリニック	神戸市垂水区宮本町1番29号	令和7年11月1日
うえむら歯科医院	神戸市東灘区田中町3丁目19番16号	令和7年12月1日
うさぎ歯科クリニック	神戸市垂水区小東山手2丁目1番4号	令和7年12月3日
いちごアイクリニック	神戸市中央区旭通4丁目1番4号	令和7年12月1日
三宮駅前こころのクリニック	神戸市中央区旭通4丁目1番4号	令和7年12月1日
K o b e O C E A N S C l i n i c	神戸市中央区三宮町1丁目8番1号	令和7年12月1日

神戸市告示第445号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月5日

神戸市長 久元喜造

1 あん摩マッサージ師、はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
宮下 万有美 (優心訪問鍼灸 マッサージ院)	宮下 万有美	神戸市灘区友田町3丁目5番13 号	令和7年11月 26日

## 神戸市告示第446号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月5日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
石川クリニック	神戸市東灘区御影中町3丁目1番8号	令和7年10月31日
椿田小児科	神戸市東灘区御影中町3丁目1番9号	令和7年9月30日
宮脇歯科	神戸市東灘区御影中町3丁目1番10号	令和7年10月16日
幸田歯科医院	神戸市東灘区御影中町3丁目1番11号	令和7年6月30日
たぐち歯科クリニック	神戸市東灘区御影中町3丁目1番12号	令和7年10月31日
ファン薬局 王塚台店	神戸市東灘区御影中町3丁目1番13号	令和7年9月30日
石川クリニック	神戸市東灘区御影中町3丁目1番8号	令和7年10月31日

神戸市告示第447号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年1月5日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
おひさま訪問看護 ステーション	(新)神戸市東灘区住吉宮町3丁目7番 14号 (旧)神戸市北区南五葉2丁目1番32号	令和8年1月1日

## 神戸市告示第448号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
池町 侑子（訪問鍼灸 たか 兵庫治療院）	池町 侑子	神戸市兵庫区上沢通 7 丁 目 1 番 9 号	令和 7 年 11 月 17 日
池町 侑子（訪問鍼灸 たか）	池町 侑子	神戸市北区鈴蘭台西町 5 丁目 16 番 1 号	令和 7 年 11 月 18 日
山根 藍（訪問鍼灸た か）	山根 藍	神戸市北区鈴蘭台西町 5 丁目 16 番 1 号	令和 7 年 11 月 19 日
山根 藍（訪問鍼灸た か 兵庫治療院）	山根 藍	神戸市兵庫区上沢通 7 丁 目 1 番 9 号	令和 7 年 11 月 20 日

神戸市公告

地区計画等の案を作成したいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」といいます。）を令和7年12月22日から令和8年2月27日まで公衆の縦覧に供します。

なお、素案に対して意見を有する者は、同条例第16条の規定により、令和7年12月22日から令和8年2月27日まで、本市に意見書を提出することができます。

令和7年12月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 地区計画等の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

2 地区計画等の名称

潤和山の手台地区地区計画

3 地区計画等の位置及び区域

（別図のとおり）

4 素案の縦覧場所及び意見の提出場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階

神戸市都市局都市計画課

別図

N

S=1:2,500

大東公園

第二神明道路

伊川谷JCT

今津潤和線

凡例

廃止する区域

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年1月5日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区鈴蘭台南町6丁目2番7、2番8、3番7の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区星和台1丁目34番地の124

吉富住宅株式会社

代表取締役 吉村 友希

許可番号

令和7年1月16日 第8232号

（変更許可 令和7年11月5日 第2253号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区道場町日下部字天神ノ元1674番、1673番の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区道場町日下部1268番地

藤原 悟

許可番号

令和7年9月11日 第8261号

3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町別府字向井山132番地1の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区小東山手1丁目1番2号

S A N A 株式会社

代表取締役 坪田 昌宏

許可番号

令和7年9月18日 第8262号

（変更許可 令和7年10月27日 第2250号）

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和7年12月22日

神戸市長 久元 喜造

1 建築協定の名称

マグノリア西神南建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市西区井吹台北町1丁目14-3 他

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の廃止を承認したものは次のとおりです。

令和8年1月5日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R7-7号	令和7年12月12日	神戸市須磨区飛松町2丁目1番4、1番14、2番1、2番45	117.27	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市水道告示第23号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年1月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42533	株式会社 涼和	西宮市鳴尾町3丁目 6番16号	入佐 和良	令和7年12月31日
42534	株式会社 B o r d e r	大阪府大阪市東住吉区 住道矢田9丁目 11番25号	峰松 俊幸	令和7年12月31日

神戸市選告示第31号

神戸市選挙管理委員会委員長 村上 雅彦より、令和7年12月31日付をもって委員長の職を辞する旨の申出があったので、神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年8月1日 神戸市選告示第1号）第2条第2項の規定による委員長の選挙を行った結果、令和8年1月1日付で次の者を委員長に選任した。

令和8年1月5日

神戸市選挙管理委員会

委員長 北川道夫

住 所 神戸市東灘区西岡本2丁目26番1号パークスクエア岡本226

氏 名 北川道夫

神戸市選告示第32号

神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年8月1日 神戸市選告示第1号）第4条第1項の規定により、令和8年1月1日付をもって、委員長の職務を代理する委員に次の者を指定した。

令和8年1月5日

神戸市選挙管理委員会

委員長 北川道夫

住 所 神戸市北区有野台3丁目14番5号

氏 名 池田 林太郎